

議案第 5 3 号

瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 1 条 瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成 2 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改める。

（瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 2 条 瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例（平成 2 1 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改め、同条第2号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

（瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同条第2号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

（瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条中瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町福祉作業所の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (事業) 第2条 作業所の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。) 第5条第15項に規定する就労継続支援とする。 第3条から第12条 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条中瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	第1条 略 (事業) 第2条 作業所の事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。) 第5条第14項に規定する就労継続支援とする。 第3条から第12条 略

第2条による改正

瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 （事業） 第2条 略 （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第28項</u>に規定する地域活動支援センターに関する事業 （2）<u>法第77条第5項</u>に規定する事業 第3条から第12条 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条中瑞穂町心身障害者（児）福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	第1条 略 （事業） 第2条 略 （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センターに関する事業 （2）<u>法第77条第3項</u>に規定する事業 第3条から第12条 略

第3条による改正

瑞穂町精神障害者共同作業所の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (事業) 第2条 略 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第14項に規定する就労移行支援事業 (2)法第5条第15項に規定する就労継続支援事業 第3条から第12条 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条中瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	第1条 略 (事業) 第2条 略 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第13項に規定する就労移行支援事業 (2)法第5条第14項に規定する就労継続支援事業 第3条から第12条 略

第4条による改正

瑞穂町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (事業) 第2条 センターの事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第28項に規定する地域活動支援センター事業とする。 第3条から第12条 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条中瑞穂町心身障害者(児)福祉センターあゆみの設置及び管理に関する条例第2条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	第1条 略 (事業) 第2条 センターの事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第27項に規定する地域活動支援センター事業とする。 第3条から第12条 略